

意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

案件名	登別市民交通傷害保障条例の廃止（案）	
意見の募集期間	令和2年12月4日から令和3年1月4日まで	
担当グループ	市民生活部市民サービスグループ	
意見の提出件数	1件	
提出された意見の概要と市の考え方		
No.	意見の概要	市の考え方
1	①今まで引き受けていた損害保険会社の法人名を示した方がいいのではないか。	当市で取扱している市民交通傷害保険の引受保険会社は、損害保険ジャパン株式会社です。
	②どのような商品名なのかを示すべきではないか。	これまで取り扱っている保険の商品名は市民交通傷害保険です。
	③どのような保険商品が代替保険となるべきか示すべきではないか。	特定の損害保険会社等の利益につながるおそれがあることから、代替商品を示す予定はありません。
	④現在の加入者数はどのくらいで、その人たちは困っていないのか確認したのか。	<p>令和2年12月末時点で加入者数は685人となっていますが、加入者数は年々減少している状況です。</p> <p>（参考）加入者数の推移</p> <p>平成29年度 1,400人</p> <p>平成30年度 1,250人</p> <p>令和元年度 890人</p> <p>また、加入者からの意見は直接確認しておりませんが、市民交通傷害保険の加入者をはじめ、広く市民から意見を聴く機会を設けるべく、この度、意見公募を実施しました。</p> <p>市では、加入者数の減少や民間保険会社の保険商品が市民交通傷害保障制度の創設時と比較して充実していることから、本条例は一定の役割を果たしたものと考えております。</p>